

三次市公共事業評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市公共事業評価実施要綱（平成16年三次市告示第268号）第11条に基づき設置する三次市公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、市が提出した評価を実施する事業の一覧表のうちから、各事業を取りまく社会経済情勢等を勘案して、審査対象事業を抽出し、審議するものとする。

2 委員会は、当該事業に関して市が作成した対応方針案に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、市長に対し意見の具申を行うものとする。

3 委員会は、前項の意見の具申を行ったときは、その内容を公表することができるものとする。

(意見具申の尊重)

第3条 市長は、委員会からの意見の具申があったときは、これを尊重し、対応を図るものとする。

(委員会の審議方法)

第4条 委員会の審議方法は、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

(委員)

第5条 委員は、公共工事等に関する学識経験を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の定数は5人とする。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長の互選)

第7条 前条の規定による委員長の互選は、委員の無記名投票によって行い、有効投票の最多数を
得た者をもって委員長とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによって定める。

2 委員長互選につき、出席した委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推薦の
方法によることができる。

(会議等)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 招集は、会議の日の5日前までに、日時、場所及び議案を委員に通知して行うものとする。た
だし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集するものとする。

(1) 市から、評価を実施する事業の一覧表の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ
による。

(会議の公開原則)

第9条 会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、会議に諮って非公開と
することができる。

(秩序の保持)

第10条 委員長は、会議又は審議の保持のために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又
は不穏当な言動をした者を退場させ、又は入場制限することができる。

(抽出の委任)

第11条 委員会は、第2条第1項の抽出を、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

2 委任を受けた委員は、委員会において自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第12条 第2条第1項の抽出は、市が委員会に提出した対象事業一覧表のうちから、各事業を取り
巻く社会経済情勢等を勘案して、必要と認める事業について行う。

(議事録)

第13条 議長は、議事録を調製し、会議の次第を記録する。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、経営企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第97号）

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第46号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月10日告示第4号抄）

この告示は、平成26年1月10日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第68号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第55号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第75号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日告示第17号）

この告示は、令和3年2月22日から施行する。